

藤枝市建設工事競争入札等事務取扱規程による「調査基準価格及び最低制限価格」の規定の運用について

建設工事における調査基準価格及び最低制限価格の取扱いは、下記のとおりです。

記

1 調査基準価格及び最低制限価格の算定方法

調査基準価格 (設計金額 3,000 万円以上)	最低制限価格 (設計金額 3,000 万円未満)
<p>(算定式)</p> <p>予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（以下「調査基準価格算出の基礎となった額」という。）の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費×97% (A) ・共通仮設費×90% (B) ・現場管理費×90% (C) ・<u>一般管理費×68% (D)</u> <p>(A) + (B) + (C) + (D) の額</p>	
<p>(設定範囲)</p> <p>予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2</p>	
<p>(端数処理) 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は 1 万円単位とし、1 万円未満の端数は切捨てる。</p>	

※令和4年4月7日以降に入札公告、指名通知を行う建設工事から適用する。

2 土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格及び最低制限価格を算定するものとする。

- ① 直接工事費とするもの
 - ・直接工事費
 - ・工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）
 - ・機器費（機器価格）
- ② 共通仮設費とするもの
 - ・共通仮設費
 - ・間接労務費
 - ・二次労務費
 - ・設計技術費

- ③ 現場管理費とするもの
 - ・現場管理費
 - ・工場管理費
 - ・機器間接費（技術者間接費、機器管理費）
 - ・据付間接費
- ④ 一般管理費とするもの
 - ・一般管理費

3 建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費用を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格及び最低制限価格を算定するものとする。

工事の種別	直接工事費とするもの	共通仮設費とするもの	現場管理費とするもの	一般管理費とするもの
建築工事	直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費 +直接工事費×0.1	一般管理費
昇降機設備工事等	直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費 +直接工事費×0.2	一般管理費

※昇降機設備工事等とは、それ以外に製造部門を持つ専門工事企業対象工事も含む。

4 解体工事においては、他の工事と異なり廃棄物処理（マニフェスト）により契約の適正な履行を確保することが可能であり、建設工事による品質確保が問われることはないため、解体工事に係る最低制限価格は設定しないものとする。

5 失格判断基準の設定

調査基準価格を設ける場合、併せて、入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合と判断する基準（以下「失格判断基準」という。）を次のとおり設ける。

ただし、当該工事における特殊性が顕著で、失格判断基準により難しい場合は、失格判断基準は設けず、又は失格判断基準の算定に用いる率を適宜変更して計算した額を失格判断基準として設けることができるものとする。

失格判断基準	調査基準価格に10分の8を乗じて得た額（1万円未満は切捨て）
--------	--------------------------------

附 則 この運用は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この運用は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この運用は、令和2年4月20日から施行する。

附 則 この運用は、令和4年4月7日から施行する。